

(様式 4)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 殿

(都道府県知事名)

応急入院指定病院指定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。

記

指定した精神科病院の概要

① 精神科病院名	
② 所在地	
③ 開設者名	
④ 管理者名	
⑤ 許可病床数	(総 数) 床 (うち精神病床) 床
⑥ うち措置指定病床数	床
⑦ 勤務医師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑧ うち精神保健指定医数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑨ うち特定医師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑩ 勤務看護師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑪ 勤務准看護師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人

⑫ 勤務看護補助者数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑬ 勤務精神保健福祉士数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑭ 看護体制	(1) 看護師及び准看護師の合計 ( 人) (2) 入院患者に対する上記 (1) の人員の比率 ( 対1)
⑮ 入院患者数 ⑯ うち措置入院者数 ⑰ うち医療保護入院者数	人 (令和 年 月 日現在) 人 人
⑱ 応急入院者のために確保する病床数	床
⑲ 特例措置を採るための精神科病院としての指定	指定 (されている・されていない)
⑳ 精神科救急医療施設	精神科救急医療施設 (である・ではない)
㉑ 夜間・救急受入件数	年間約 件
㉒ 事後審査委員会	氏名 (職種) ・ ・ ・ ・

	・
㉓ 行動制限最小化委員会	開催回数（            ）回／月 参加メンバー                          （職種） ・ ・ ・ ・ ・
	行動制限最小化基本指針の作成日時 年        月        日作成
	研修会の実施頻度 開催回数（            ）回／年
㉔ 指定年月日	令和     年     月     日
㉕ 特記事項	

(注) 1 1病院につき1表を作成すること。

2 ㉑、㉒～㉓は特例措置を採る精神科病院のみ記載すること。

3 ㉒看護体制については、当該特例措置による患者を受け入れる病棟について記述すること。

4 「㉓行動制限最小化委員会」中「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限に

についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。

5 「㉔行動制限最小化委員会」中「研修会」とは、当該精神科病院における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。

6 指定基準の第 2 号ただし書き中「やむを得ない事情」による指定の場合は、「㉕特記事項」の欄に、その旨を記載すること。